

【司会】

皆さま、大変長らくお待たせいたしました。これよりパネルディスカッションを始めさせていただきます。「地方自治体の政策形成に果たすべき地方議会の役割」をテーマに、パネルディスカッションを行っていただきます。

初めに、このパネルディスカッションのコーディネーターをご紹介します。日本放送協会解説副委員長の城本勝先生です。

続きまして、パネリストの皆さまをご紹介します。成城大学法学部法律学科教授の大橋真由美先生です。名古屋大学大学院法学研究科教授の大屋雄裕先生です。駒澤大学法学部長の大山礼子先生です。横浜市会議長の佐藤祐文先生です。京都府議会議長の多賀久雄先生です。

以上の6名の皆さまにより、パネルディスカッションを行ってまいります。なお、各先生方のご略歴などについては、お手元のパンフレットをご覧ください。

それでは、ここからは城本先生に進行をお願いしたいと思います。城本先生、よろしくお願いいたします。

【城本 勝 日本放送協会解説副委員長】



ご紹介いただきました、NHK で解説委員をやっております城本と申します。これから約1時間強にわたって、パネルディスカッションを進めたいと思います。最初に私の方から、この後のパネルディスカッションをどのように進めるかを簡単にご説明して、それから、今日のテーマである地方議会について、特に先ほどの西尾先生のお話にもありましたが、自治体の中での二元代表制の一角を担う議会として、政策形成といえますか、合意形成といったところでどういう役割を果たしていけばいいのかを議論させていただきたいと思います。

パネルディスカッションに入る前に、ある意味では大前提と申しますか、今、地方議会が置かれている現状と課題について、私の方から簡単にお話しさせていただきます。そしてその後、ディスカッションに入りたいと思います。では、ここからはスライドもご覧いただきながらお話ししたいと思います。

1. 地方議会を取り巻く環境

言うまでもありませんが、日本は今、超少子高齢化時代、人口減少時代に既に入ったと言われていています。2050年には人口が今から約4分の1減り、高齢化率も2倍になるという状況です。そして2050年までには、現在人が住んでいる地域のおよそ2割は人が住まない地域になって、現在の居住地全体で見ても、その半分以上で人口が半数以下になると予測されています。これにはいろいろな前提条件が付いていますから、必ずそうなるというわけではありませんが、まさに日本社会全体の危機にあるということです。

これまでの地方議会をめぐる議論では、先ほどの西尾先生の話にもありましたが、さまざまなことをやってきました。そして実際に、地方議会を取り巻く環境、あるいは議会自体の置かれている状況が大きく変わっています。

平成の大合併によって、当然ですが、議員数は大きく減りました。特に町村の数は、3000 余りだった市町村数が今は 1800 もないぐらいですから、半減しています。こういう状況になっています。

そういう中で、地方議会をめぐってさまざまな問題が報じられています。これも西尾先生の話にありましたが、どうも住民との距離が遠く、率直に言って住民から信頼されていないと言われてしまう状況があります。その一つに、住民の構成と議員の構成が少し違います。地方議会議員の職業別の状況は、都道府県議会では専業の方が5割を超えており、市議会でも専業の方が多いです。しかし、一方で兼業されている方も多く見られます。

男女比率は、女性は全体で言えば1割前後です。それから、年齢別に見ると50～60歳以上の方が非常に多い状況です。

こういう状況では、やはり住民の意識を本当に議員が反映してくれているのか、自分たちの気持ちを分かってくれているのかという疑問につながっていくと思います。もちろん、それは少し表面的な見方ではないかとお考えの方も多いと思いますが、少なくとも住民の側からはそのように見える、そのように見ている方が多いということはあると思います。

一方、これまで地方議会をめぐる改革もさまざまな面で進んできています。国と地方の関係が見直され、義務付け・枠付けの見直し、事務・権限の移譲も進んでいます。つまり、議員の数が減っている一方で、仕事は増えているということになります。権限が増えているわけですから、それだけ責任も重くなっていると言えると思います。

先ほども言いましたように、いろいろな事情の中で、地方議会に対しての住民の見る目は厳しくなっています。そういう中で議員の数が減って、その一方で仕事は増えています。なかなかこれは厳しい状況になっていると思います。

2. 地方議会の課題

そういった中でこれからどうすればいいかという、今日のテーマにもなりますが、地方議会の活動に対して、どのように住民側の関心、あるいは信頼感や期待感を高めていくかということが一つのポイントになると思います。

少し堅苦しいですが、関心や信頼を十分に得るためには、議員活動の説明責任、議会のあり方が問われています。これは当たり前のことですが、そういうことになるのだらうと思います。

3. パネルディスカッションのテーマ

これから討論に入りますが、テーマは二つです。

一つは、これも西尾先生の話にありましたが、住民の代表機関である議会に何が求められるかということで

す。もう一つは、それはやはり住民の信頼というものがなければ成り立たないだろうということで、その信頼を得るためには何をすればよいかということです。この二つがテーマです。

今、安倍政権は地方創生を掲げて、地方を活性化させると言っていますが、その具体的な道筋はまだ見えていないと思います。しかし、これはわれわれもそうですが、皆さんがまさに主役となって、それぞれの地域でこれから考えていかれるということだと思います。また、そういうときに議会としてどういう役割を果たしていけばいいのかということ、われわれも一緒に考えることができれば意味があるのではないかと思います。

それでは各パネリストの方から、冒頭に簡単な自己紹介も含めて、今日のこれからの議論に臨む基本的なお考えを、お一人ずつ手短かにお願いしたいと思います。まず、大橋先生からお願いします。

【大橋 真由美 成城大学法学部法律学科教授】



ただ今ご紹介に預かりました、成城大学法学部の大橋と申します。成城大学では行政法を担当しています。本日はこのような場に呼んでいただき、大変光栄に存じております。

私はもともと大学院生時代から、行政に関わる紛争を裁判外で解決するためのさまざまな手法について研究してきました。最近では、特に行政不服審査法の改正の動向などに関心を持ってきました。地方議会に関しては、昨年に総務省において開催された「地方議会のあり方に関する研究会」に参加し、地方議会をめぐる現状や今後の課題などについて勉強させていただく機会を頂きました。

これから日本はますます少子高齢化が進んで、自治体も住民の痛みを伴う決定をいろいろと下していかなければいけない場面が増えてくると思います。そうした中で、やはり住民の代表として、地方議会が独自の存在意義を示す必要のある場面が増えてくるのではないかと考えています。本日は皆さまのご意見なども伺いながら、地方議会が今後どのようにして自らのプレゼンスを高めていけるのかといったことについて、考えさせていただきたいと思います。

【城本氏】

ありがとうございます。続いて大屋先生、お願いいたします。

【大屋 雄裕 名古屋大学大学院法学研究科教授】



名古屋大学の大屋です。よろしくお願いたします。

私のもともとの専門は法哲学で、法学部で一番役に立たないとか、金にならないといわれている学問です。その観点から、インターネットがどう社会を変えるか、法律や政治がどう変わらなければいけないかということの研究テーマにしていました。最近縁があって、地方自治の関係の仕事にも関与しています。

ここ数年はわれわれの業界でも、立法学といいまして、良い立法を支える思想や制度とはどういうものかという点に関する研究が進んできています。そういう観点も含めたお話をしたいと思います。

また、これもまたいろいろな事情があるのですが、ここ数年は大学の運営にも携わってきています。やはり最近、大学も市民の皆さまから存在意義を厳しく問われていたり、信頼されていなかったりする組織です。そういうものに、いかにわれわれが対応してきたかということを含めて、お話したいと思っています。よろしくお願いたします。

【城本氏】

ありがとうございます。言い忘れていましたが、国民からの信頼を非常に失っていたり、厳しい目で見られていたりするのは、われわれマスコミも同様です。そういう意味でも、今日は議論したいと思っています。

【大山 礼子 駒澤大学法学部長】



駒澤大学で政治制度その他を教えています。私はこのシンポジウムに、昨年に続いて2年連続で出させていただいています。

私は政治制度の中でも特に議会のことを研究しており、日本で議会のことをやっている人は意外に少ないものですから、地方議会のことについてもいろいろ関わらせていただいています。研究者というのは、割と研究対象に情が移ります。ですので、私も議会の応援団のつもりで、それこそいい仕事をしていらっしゃるのもよく存じているのですが、その割には本当に評価されないの、ここを何とかしていきたい、そこを皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。よろしくお願いたします。

【城本氏】

ありがとうございます。それでは、議会というか、議員の代表としてお二人お願いします。まず、横浜市会議長の佐藤先生です。

【佐藤 祐文 横浜市会議長・全国市議会議長会会長】



皆さま、こんにちは。ご紹介賜りました、横浜市会議長の佐藤祐文です。私は、今、全国市議会議長会の会長も仰せ付かっています。

横浜市は人口が370万人を超えており、市会議員が86名おります。人口と対比すると、約4万3000人に1人の割合で議員がいる状況ですが、横浜市も他都市の皆さまと同じように、人口急増に伴って急激にさまざまなインフラの整備をしてきました。その更新時期を、今、迎えているところです。そういう中で、その更新をどうしていくかということも大切なことですが、先人たちがいい町にしてきた横浜を、私たちが次の世代にどうやって都市づくりをして渡していくのかということも

重要なポイントだと思いながら、今、さまざまな議会活動をしています。

また、全国市議会議長会においては、学識経験者および議長等を構成メンバーとする「議会のあり方研究会」を昨年度立ち上げて、今、研究をしています。せっかくの機会ですので、他都市でさまざまな先進事例もありますので、そういうものも後ほどご報告させていただきたいと思います。やはり分権社会の中でわれわれ議会が果たす役割は大変重要ですので、そういった意味で、この「議会のあり方研究会」でもしっかりとまとめ上げて、他都市の皆さま方にしっかりと示していきたいと思っていますところですので、今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

【城本氏】

ありがとうございます。それでは同じく、京都府議会議長の多賀先生、お願いします。

【多賀 久雄 京都府議会議長・全国都道府県議会議長会副会長】



皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました、京都府議会の多賀です。私はこの会に臨むに当たって、やはり皆さんと同じ思いを共有したいという意味で参加させていただきました。

（地方）三議会のそれぞれの議長会から、現在行われている第31次地方制度調査会に五つの要望を提案しています。このうちの一つでも地方自治法の改正で形になればという思いがあるわけですが、そのためには、私どものような議員それぞれが情報を共有し合いながら、いろいろな場で発言をしていく必要があると思っており、そういう意味で今日を大変楽しみにしてきました。

先ほど西尾先生の方から、議長への招集権の付与はいかなものかというお話がありましたので、少しだけ申し上げておきます。議会が自立的に活動を開始するというのは、議会招集が一番顕著な例で、その制度をわれわれの手に持っておくというのは非常に重要なことではないかと思っています。また、長あるいは理事者を呼ばなくても、議員だけでいろいろな決めごとができる議会の開会があってもいいのではないかということも、議長会では議長の招集権の中で併せて言っています。理事者側といいますか、執行部側が「それならこうするのはどうですか」ということを突き付けてきたときは、また考えればいいと思っていますが、全ての面においてわれわれが対等であると思っているので、後ほどもいろいろと申し上げたいと思いますが、そういうことで頑張っています。今日は意義のあるシンポジウムにしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 住民代表機関としての議会の役割

【城本氏】

ありがとうございます。皆さん、今、お話しいただきましたが、これから少し具体的な論点について議論していただきたいと思います。

先ほど申しあげましたように、テーマは二つ考えています。まず一つ目に、住民代表機関としてまさに二元代表制の一方を担う議会が、これまでももちろん役割を担ってきたわけですが、今、どういう役割を担っていかなければならないのか。先ほど佐藤先生の話にもありましたが、これからインフラの更新など、ある意味で住民の合意を得ることが非常に難しいものも出てきます。そのときに、首長だけが住民の意向を反映しているということでやっていけるのか、恐らく議会も一定の役割を担っていかねばいけないということになると思いますが、まずそもそも論から話を始めて、具体的なものについても議論を進めたいと思います。

この後は、私の方で指名させていただきながら進めたいと思っています。まずは大橋先生から、この点についてまずお考えをお願いできますか。

【大橋氏】

二元代表制の下で、今後、地方議会がどのような役割を果たしていくべきかということですが、まず首長と違って、地方議会は複数人からなる合議体であることが何よりの特色だと思われます。先ほどの西尾先生のご講演の中でも、住民の意見は千差万別であるということが何度もお話に出てきましたが、多様な住民ニーズをきちんとくみ上げていくことが、自治体に強く期待される役割ではないかということです。

それからもう一つ、現行の日本の法制度では、首長の権限が非常に強いです。ただ、地方議会というのは、まさに二元代表制ということで、首長と同じように住民を直接代表するという位置付けにあります。ですから、その住民をまさに首長と同じように直接代表する立場ということで、首長の活動をきっちりと監視していくことが本当に議会に強く求められる役割なのではないかと思われまます。

この首長に対する監視機能が、今後、議会にとっては非常に重要なものとなっていくと私は考えています。私は法律が専門なので自治体に関する裁判例などを勉強する機会があるわけですが、この監視機能という意味で若干気になるのが、近年、地方議会が住民訴訟係統中あるいは住民訴訟勝訴後に、執行機関に頼まれて、住民訴訟を通じて自治体が獲得した権利を放棄するケースが全国で多発していることです。住民訴訟を通じて首長に過大な負担が掛かるというのは、もちろん避けなければいけないと思いますので、そういった意味で、現行の住民訴訟の仕組みにも何らかの形で見直しをすべき点もあるとは思いますが、ただ、やはりこういった事態が続いていくと、住民は果たして地方議会がきちんと首長を監視できているのだろうかとか疑問を感じるようになってしまうのではないのでしょうか。この辺を、地方議会を担っていらっしゃる皆さんにもいろいろと考えていただきたいと思っています。

【城本氏】

まず、監視機能を担っていかねばならないと。ただ、その監視機能がどのように果たされているかというところは問題もあるというご指摘ですが、大屋先生、その点についてどうでしょうか。

【大屋氏】

大橋先生がおっしゃったこと、あるいは基調講演で西尾先生がおっしゃったこと重なってくるわけですが、

住民にニーズがあって、それを発掘してから、条例案なり、予算案なりという形に形成して、その執行を監視するという過程を考えたときに、入口と出口はやはり議会の重要な仕事であるということは間違いありません。

もう一つのポイントは、その真ん中の過程にどのくらいコミットしていくのかということです。私は全ての議会が一緒でなければいけないと言うつもりもないし、この姿だけが唯一だと言うつもりもないのですが、ここはそれぞれの議会においてスタンスをきちんと考えるべきところなのだろうと思います。というのは、大橋先生がおっしゃいましたが、首長部局、あるいは首長とどのようなスタンス（関係）でいるつもりなのかということに、その問題が結構反映してきます。真ん中の政策形成部分をしっかりやるのであれば、首長部局と一体化とまでは言いませんが、きちんと仲良く一緒に手を取り合ってやっていかないとはいけません。住民が訴えて、裁判所は駄目だと言ったけれども、裏にはいろいろな事情があったのは分かっているから債権は放棄するよというような決断もあり得るだろうと思います。

しかし、このような関係では監視できないと思うのであれば、やはりその真ん中のところから多少身を引くことによって、きちんと首長部局と距離を取っていき、議会の自律性や独立性を守っていくという選択も必要なのではないかと思います。このあたりに一つの大きなチョイスがあるのではないのでしょうか。

【城本氏】

距離の取り方ということですが、多賀先生は先ほど首長側と対等でおっしゃっていましたが、特に議会として、自治体経営の中でどのように臨んでいくのかということについてはいかがですか。

【多賀氏】

対等でないというのが私の前提になっているのですが、先ほど大屋先生がおっしゃったように、スタンスは非常に大事だと思っています。与党や野党といったジャンル自体が、今は地方議会にそぐわないのではないかと私は思っています。ただ、例えば予算提案権などについては、明らかに我々の側に分がないと言いますか、予算を修正する権限は有していますが、これを行使するときに、明文の規定がないために、予算提案権を侵害しているのではないかなという感覚的な規定で枠がはめられます。その関係をうまくやるためには、長側と議会側がお互いに住民のためにいいことをしようという阿吽の呼吸があれば、ある程度は改善されます。私ども三団体は、それを権利として欲しいということでは言っているわけですが、これでお答えになるかどうか分かりませんが。

【城本氏】

要するに、監視、チェックだけではなくて、予算の提案権というか、予算をつくっていくという権限という意味でも、二元代表制としては必要だと、もっと強化すべきだということですね。佐藤先生はいかがですか。

【佐藤氏】

平成5年6月の衆参での地方分権改革の推進に関する決議から20年余りがたったわけですが、これま

で地方分権改革がどんどん進むにつれて、首長サイドにはかなりの権限が下りていっている事実があります。そういった中で、それをしっかりと監視していくのであれば、やはり議会側もそういった意味での権能強化をしていただかなければいけないということは言っています。総務省政務三役や地方六団体の皆さま方は、何度となく、そういった意味でわれわれの権能強化をしていかなければ、今後、自治体経営をしっかりとチェックできないのではないかと申し上げています。

【城本氏】

今のお話の中で、皆さんから監視や予算提案権といった役割についてさまざま問題指摘がありました。大山先生はこの点についてはいかがですか。

【大山氏】

まず、政策立案と行政監視は全く別なものではありません。行政監視の中から次の政策につながるが出てくることもありますし、ある程度政策を作れるような実力がないと、行政監視もうまくできないと思います。だから、どちらかだけをというのではなくて、重点の置き方等はいろいろと選択がありますが、両方やっていくということが大事だろうと私は思っています。

【城本氏】

大橋先生、監視機能にしても政策提言機能にしても、実際にそういう役割を強めていくために必要なものは何がありますか。

【大橋氏】

大山先生から、政策立案と監視は密接に関わっているということで、一定程度、政策立案機能も地方議会側に期待されているというお話があったと思います。私は大学でゼミを担当しているのですが、学生とゼミをするに当たっても、有機的な議論を行うに当たっては、学生側にも何らかの形である程度のレベルの知識がないと、まともな議論をすることができません。そういう意味では、政策立案を首長部局と深く関わりながら一緒にやっていくという意味でも、事前に何らかの基礎体力の構築は絶対に必要だと思います。議会側としても、首長部局に対抗できるような政策立案に対するノウハウの構築は、やはりより必要となってくるのではないかと私は思います。

【城本氏】

ありがとうございます。よく言われますが、首長と議会を対比しますと、首長側は圧倒的に多い事務局職員を抱えているので、当然、確かに情報量も多いですし、さまざまな事務作業もできます。政策一つ考えても、圧倒的な情報量とマンパワーの違いがあるということで、議会にも事務局、あるいはサポートの体制が重要だとかねてからいわれています。現状ではなかなかそうはなっていないようにも思いますが、佐藤先生、実感も

含めてどうでしょうか。事務局体制、あるいは議会のサポートといえますか、どのように力をつけていくのか。

【佐藤氏】

議会事務局の体制は調査部門も含めて大変重要な部分で、本来は強化していただかなければいけない、強化するべきだと思っています。私ども横浜市会の場合は、今、60名ほどの職員が議会局にいて、その中に法制担当も置いています。政策立案において提案のサポートや全国の市議会の関係を中心に調査等を行っています。しかし、全国の市議会が、その抱える人口は370万人の市から4000人を切る市までであるので、そういった中では事務局の体制も千差万別であり、法制部門、法制担当を持っているところはどのぐらいあるのかというと、併任を含めても10%もないというのが現状です。政策立案をするにしても、法制部門もそうですが、調査部門も含めて、議会活動をサポートする議会局はしっかりした体制にならないと、なかなか難しい面もあるのではないかと考えています。

【城本氏】

当然といえば当然だと思いますが、特に小規模自治体は厳しいところが多いと思います。多賀先生はこの点についていかがですか。

【多賀氏】

小規模自治体のことはまた後ほど触れたいと思うのですが、皆さんのお手元の資料にあるように、京都府では交通安全基本条例を議員提案で作りました。第1～24回まで24回の会議を開いて、やっとこぎ着けて、9月30日に議決しました。これを中心的にサポートするのは私ども京都府議会事務局の調査課というところですが、都道府県レベルでも13名の職員です。他の業務も当然あるわけで、この24回の会議をサポートするのは非常に大変だったと思っています。こういうことがどのようにうまく生かされていくかということが、一つの鍵を握るのではないかと考えています。

町村議会の皆さんにお聞きすると、25年の調査によれば、議会事務局の職員が2.5人しかいらっやらないようです。23年に自治法の改正があり、(議会事務局の)共同設置が可能になったわけですが、それぞれニーズが違う団体が共同設置で本当にいいのかというのは当然あるわけで、非常に難しいのではないかと思います。

また、私どもから提出した資料に、「当初予算編成に生かした決算審議(京都府議会)」という資料があります。要するに、執行側の知恵をそのまま借りるという政策提案、政策実現もあるのかなと思います。大体それは監視機能だと強調され過ぎるのですが、先ほど大山先生がおっしゃったように、監視機能と政策立案機能がお互いに融合している典型ではないかと思っています。私どもは決算審議を今までより40日早めることによって、意見・提言という形で執行側に突き付け、来年度当初予算にはしっかりその答えを、どのように措置したかを文章で返す。これも政策提案を向こうにやらせるという意味で、非常に有効ではないかと思っています。こういう部分を、議会事務局のサポートの少なさを補う一つの手段にできるのではないかと私は考えています。

【城本氏】

大山先生、そのサポート体制、事務局体制の問題は。

【大山氏】

議会事務局に法制担当のスタッフがいれば、もちろんそれに越したことはありません。しかし、公務員も減っていますし、今のご時世ではなかなかそれは難しいです。ではどうしたらいいかということで、今もお話がありました。何も一から十までの全てにおいて自分たちで政策を作っていく必要はありません。先ほどの西尾先生のお話にも出てきましたが、例えば住民からのアイデアを生かすとか、今おっしゃったように、首長側に作ってもらっても全く悪いことはないのです。それから、首長提案の条例案などでも、修正して新しい条項を盛り込んでも全く悪いことではありません。

政策条例は確かに派手で、本当に自分たちがやったという満足感は得られると思うのですが、恐らくそれだけでは仕事の量としては実はあまり大きなものではないはずなので、そうではなくて、首長提案をどのように精査して、そこを修正していくかということ、もっと力を入れてやっていくのがいいのではないかと考えています。

【城本氏】

佐藤先生いかがでしょうか。

【佐藤氏】

先ほど申しましたように、都市の事例を紹介させていただきたいと思います。

お手元の資料の48ページをご覧ください。滋賀県の大津市議会で行っている「専門的知見を外部に求める手法」についてです。大津市は人口が34万2000人ほどで、議員定数が38名です。この取り組みは昨年の第8回マニフェスト大賞の議会グランプリも受賞しています。市議会が龍谷大学、立命館大学、同志社大学とパートナーシップ協定を結んで、議会が条例提案、政策提案を行うためのスキームとして創設した政策検討会議で、さまざまな連携をしています。大山先生もおっしゃいましたが、この成果として、いじめ防止条例や議会基本条例を制定し、また、災害時に行うべき議会・議員の役割や行動方針を示した議会BCP（業務継続計画）を策定しました。先ほどは議会局のお話しかしませんでした。こういうこともあるということを申し添えます。

【城本氏】

ありがとうございます。この点に関して、大屋先生はいかがでしょう。

【大屋氏】

もちろん、うまく手を携えられるところでは首長部局とうまくやっていくのがいいのは、そのとおりです。一

方で、手玉に取られても困るわけですから、やはり議会の方においていかに専門性を確保するかということが重要になってきます。その際に重要なのは、その必要な専門性は結構流動的であるということだと思っております。つまり、市町村として、あるいは都道府県として一般的な課題も、時代によって結構移り変わってくるでしょう。また、個別の自治体レベルで言えば、この3年はごみ問題だったけれども、次の3年は合併問題だという形で次々と変わっていきます。こういう流動的な専門性への需要にいかに対応していくかということを考えた場合に、これは自慢して言うわけではなくて、実はもっとひどい話が裏にあるのですが、大学の現状は一つ参考になるだろうと思っています。

というのは、大学、特にわれわれのような国立大学では、現在は任期付き雇用のスタッフ職と呼ぶべき中間層が非常に増えています。従来の大学というのは、いわゆる事務職員という常勤でずっと事務局をやっている人と、われわれ教員から成り立っていました。しかし今は、名古屋大学の場合だと、全体の2割ぐらいが定期雇用のスタッフ職になっています。この人たちの多くは大学院で博士号を取り、教員としての就職がなかなか見つからない間のつなぎとしてこの仕事を選んでいる、ポスドク・キャリアです。

まず、彼らは学問に取り組んだ経験がありますから、大学の中でどう仕事をしていいか、例えば教員が何を求めているかということは、よく分かっています。外国語もよくできます。さらに、本人たちは次への中間キャリアのつもりですから、任期付き雇用でも大学で仕事をしたいというロイヤルティー（忠誠心）があります。

ひどい話というのは、ここに文科省の方は多分いないと思うので言いますが、私は本来、教育というのは世代を超える何十年の事業だと思っています。しかし、国の予算の構造がそうまくいかななくて、最近は3年、5年、7年というプロジェクト単位の話ばかりになっています。そうすると、このプロジェクトに応じて次々と何が要求されるか、何が必要かという需要が変わってくる状況に大学として応えなければいけなくなっています。この両者の接合点として、このスタッフ職を活用していくという構造が出来上がっているわけです。

そうすると、規模によっては難しいとは思いますが、例えば事務局でこういうスタッフ職の人間として大学からポスドクを採用するとか、あるいはさまざまな研究課題に応じて、団体に合同してこういう人間を採用し、ある種の調査を委託するというのも、問題解決の手法としてはあり得るのではないかと思います。

【城本氏】

なるほど。ポスドクの問題と議会でのマンパワー不足を一挙両得で、一石二鳥でということですか。

【大屋氏】

法学部の人間として言いますと、政治学のポスドクは余っているので、どこかで使っていただければありがたいという話もあります。

【城本氏】

法学部と政治学部のどちらが使い勝手がいいかというのは、若干議論はあるかもしれませんが。大橋先生、今のアイデアも含めてどうでしょうか。この議会のサポート体制について。

【大橋氏】

大屋先生から、求められる専門性はいろいろあって、さらに時代によっても流動的に変わっていくというお話がありました。例えば特に小規模の自治体だと、定数が限界まで減らされていて、十数人という小規模の中でやっています。その中で求められる専門性を全てカバーするというのは、本当に難しいことだと思います。

そういう意味で、今、何人かの先生方から大学との連携という話がありましたが、例えば私の資料にある山梨県の昭和町の議会では、地元の山梨学院大学の大学教員だけではなく学生も巻き込んで、いろいろとニーズを専門的に吸収する試みなどを展開されていらっしゃるようです。そういった形でいろいろなチャネルを使いながら、適宜、専門性を調達していくというのが、今後は重要になってくるのではないかと思います。

【城本氏】

ありがとうございます。ここまで、議会の住民代表機関としての機能、役割を、どのようにしてより良いものにしていくかをお話ししていただきました。最初の方で出た監視機能や政策提言機能の問題から今の事務局の問題までを含めて、佐藤先生、ご感想を含めて何かございましたらお願いします。

【佐藤氏】

先ほど申し上げたように、全国の市議会は、いろいろな規模の体制になってしまっているので、そういった中でお互い協力し合うことも含めて、いろいろな情報を取れるようにすることが大事だと思っています。そういうことでは、私ども全国市議会議長会としても、「議会のあり方研究会」で取りまとめたことをしっかりと各市に投げて、そこからまたいろいろなご意見を頂くなど、全国市議会議長会としてできるサポート体制も視野に入れながら考えていきたいと思っています。

【城本氏】

多賀先生、いかがでしょうか。

【多賀氏】

先ほど大屋先生から非常に具体的な提案があり、傾聴するに値するお話だなと思っていました。実は京都府はアメリカのオクラホマ州と姉妹提携しています。私はオクラホマ州の議会制度を一度調べたことがあるのですが、議会事務局のスタッフ職という人もたくさんいます。例えば弁護士の資格を持った方など、いろいろなジャンルのスタッフ職がいます。オクラホマ州議会の会派は民主党と共和党が2大政党なのですが、それぞれにそういうスタッフ職がいます。

ただ、それだけのサポート体制を予算的に組めるかどうかということが非常に大きな問題なのですが、今、大屋先生が言われたように、任期付きの雇用で、本当に2年ぐらいでぐっと詰めて一つの条例や政策を形にするということができれば、短期集中で、長にこういう予算化を議会ですてくれという提案もできるのかなと思いました。そういう面白い話がこれから深まっていけばいいということで、また後ほど大屋先生に

個人的にご教示いただけたらと思います。

【城本氏】

ありがとうございます。ここまで、二元代表制の中での代表機能という少し堅苦しいのですが、要するに、議会として独自にどんな仕事をしていくのかという話をしてきました。一つ目のテーマについて、まとめではないですが、大山先生は何かコメントがありますか。

【大山氏】

次のテーマとも関係があると思うのですが、やはり住民とどうやって情報を共有していくかというところがうまくできて、次の段階として住民からアイデアをもらえるようになると、政策能力も上がって行って、さらに信頼を勝ち得ることができます。そういうサイクルがつかれるといいのではないかと思います。

(2) 住民の信頼を確保するための議会の取り組み

【城本氏】

ありがとうございます。司会者に代わって、次のテーマまで導いていただきました。ありがとうございます。つまり重要なのは、いろいろな知恵を出して頑張っていくのだけれども、当たり前ですが、住民の代表である以上は、住民に信頼されて期待されることです。それが前提になります。

そのために議会としてどのように取り組んでいけばいいのかということ、二つ目のテーマにしたいと思います。住民の信頼を確保するために、議員として、また議会として、どのような活動や取り組みが求められるかということについてです。

既に一つ目のテーマでも出ましたが、多様な住民のニーズをどのようにくみ上げていくのか。これは言うは易く実現は難しいと思います。また、住民から信頼されるためには、やはり議会の皆さんの専門知識や専門能力を向上させていくことが必要だとも思います。そのために一体何が必要なのかということで、まず、佐藤先生から口火を切っていただけますか。

【佐藤氏】

議会あるいは議員はさまざまな活動を通じて、議会の情報、地域の課題等を吸い上げているわけですが、ここでも全国の事例を紹介させていただきたいと思います。お手元の資料の49ページの下段をご覧ください。住民との意見交換の場について、事例をご紹介します。

伊賀市議会の例です。伊賀市は人口が約9万5000人で議員定数が24名ですが、ここで開催されている議会報告会の位置付けについてです。ここでの議会報告会は意見交換にとどまらずに、情報共有の場や市民参画の場など七つの位置付けを明確にして、常に報告会を持つ意義を確認しながら、地区ごとに出されたテーマの下に実施しています。このような事例は住民との直接対話によるものですが、住民代表の場で

ある議会での参考人や住民の意向調査など、さまざまな手法を用いながら、住民ニーズの把握に努めていく必要があると思います。

議会の手法もあれば、住民の意見を吸い上げる手法にはさまざまなものがあると思いますが、このような取り組みがさまざまなところで行われています。私から一例をご紹介させていただきました。また、先ほどもお話がございましたが、ある意味で幅広い行政に対応していく議員になるために、私たちも研修や自己研鑽に日々努めなければならないと、非常に実感しています。以上です。

【城本氏】

ありがとうございます。この議会報告会の取り組みも最近幅広く行われてきていますが、先ほど西尾先生の話にもありましたが、形だけやってもあまり意味はありません。今の事例にもありましたように、かなりきめ細かくやっていないといけない、実質的なものにしなればいけないということもあると思います。大屋先生、この議会報告会の在り方についてどうですか。

【大屋氏】

やるだけやるというのではどうなのかというのが、西尾先生がおっしゃったとおり、一つあります。もう一つは、少し言い方は悪いかもしれませんが、私はどちらかというと都会の人間なのでその立場で言うと、都会住民の多くにはそこまで議会の現状に関心がないという事実がある。従って、会合を開いて、「さあ来てください」と言うと、ノイジーマイノリティがたくさん来る危険性がやはりあるわけです。何か議会に対して物申してやりたいという心構えのある人だけが来てしまう。それでは、本当にゼネラルパブリックに、広く一般大衆に訴えかけることにはなりません。

西尾先生のお話とも関係してくるわけですが、日中は他のところに行っているかもしれない、忙しい、普通の社会生活を営んでいる市民にこそ訴えたい場合は、それこそ例えばインターネットのようなメディアでいつでも見られるように、ご自宅からどうぞご覧くださいという形での情報公開をしていくことも考えるべきなのではないかと思います。

【城本氏】

こういう議会と住民との関係について、多賀先生はいかがですか。

【多賀氏】

今、大屋先生がおっしゃった、問題提起をする方だけが集まるというのは、私の地域でも起こります。京都府議会はそういう報告会をやっていないのですが、市町村議会は多く取り入れており、困っているようです。また、だんだん参加者も少なくなっているようで、これからまた違う手を考えていかなければならないとおっしゃっている議員もいらっしゃいます。住民の方に議会でどういう議論がなされているのかを分かってもらうのが、信頼をつくるためには一番重要だと思っていて、京都府議会はテレビ放映もそこそこやっているの

すが、まだまだ不十分で分かっていただけていません。インターネット中継でも録画で見られるようになっており、委員会の質疑も全て見られるようになっているのですが、なかなかどこまで見ていただいているのかは追跡のしようがありません。カウントは増えても、同一の方が10回、20回と見ているということもあるので、どういう形が一番いいのかと思うのですが、これというのがなかなか浮かんでできません。今日お見えになった議会全てが、そういうお悩みを持っているのではないかと考えています。

ただ、いろいろなテレビや新聞などの媒体に露出することは非常に重要だと思っています。そういう意味で、私が記者会見ごとにマスコミの方に申し上げているのは、どんなことでもいいので記事にしてほしいということです。そういうことの積み重ねで道が見えてきたらなという感じです。

【城本氏】

マスコミもとかくニュースになるといいますか、話題のあるものに飛び付いてしまって、皆さんが日頃地道にこつこつと取り組まれていることについてはあまり取り上げずに、面白おかしいことばかり取り上げているというお叱りを、私もよく受けます。その問題はそれとして、別に棚上げするつもりではありませんが、今日はさらに議員の皆さんの方でどう取り組んでいただくかという話です。

今も出ましたが、近ごろ話題になるのは、西尾先生もご指摘されているように、実にくだらないことです。やじや政務活動費の使い方もさることながら、記者会見で号泣してみたり、その他にも薬物で捕まってみたりとか、さまざまな不祥事が出ていて、そればかりが話題になっています。そして、このことが結果として、心ないマスコミにも責任はありますが、住民の多くが「地方議会や地方議員とはそんなものか」「そんなものは要らないのではないか」と思うような風潮にまでなっています。そこをどう考えていくかということで、これはもちろん皆さまの問題ではないと言うと変ですが、一部の不心得者の問題なのですが、それでも議会として取り組んでいかなければいけないのではないかと気がしています。特にお金の問題、政務活動費などについては、まずここから信頼性を高めないと、なかなかその先に進まないのではないのかなという気もしています。

大橋先生、この点はいかがでしょう。

【大橋氏】

やはりお金の問題は、住民にとって一番直接的に関心のあるテーマです。政務調査費（政務活動費）は、地方議会にそれほど詳しくない人でも、それなり関心を持っているというテーマではないかと思います。特に私の場合は地方自治法、法律が専門ですが、やはり地方自治体関連の住民訴訟というと、この政務調査費関連の判例、住民訴訟は本当に案件が多いです。一般住民にとってどれだけ関心が高いのかということの表れなのではないかと思います。

政務活動費になって、法的には従来よりも広く使える仕組みになっているわけですが、特に今年はこれに関していろいろな問題が世間的に明らかになったので、この使途の適正化については、住民から見える形で確保されていく必要があるのではないかと思います。そういう意味で、例えば事前にきちんと事業計画書や収支予算書が提出されるようにして、何のために使うのかが外部からきちんと見えるような形で運用されて

いく必要があると思います。今のように、事前にぱっと支払いがなされて、その後で帳尻を合わせるというのも、他の公的資金の使い方とのバランスの関係ではどうなのかなと個人的には思っています。

ただ、住民の非常に厳しい目がある一方で、例えば町村議会などでは、この政務活動費の支給がほとんど行われていないところが多いです。議員の皆さんは、まさに自腹を切っているいろいろな活動をされています。これもまた、何とかしなければいけない問題ではないかと思えます。これは政務活動費で全て手当てできる問題ではなくて、例えば住民が頑張ってくれていると思う議員に寄付がしやすくなるようにするなど、いろいろと多面的に取り組まれる必要があるとは思いますが、本当に何も出ていないところについては、今後に何らかしらの手当がないとなり手がどんどん少なくなってしまうと、議会制度そのものの存立が厳しくなってしまうと思います。

【城本氏】

ありがとうございます。大山先生、この問題について、イギリスなどの例も教えていただきながらお話しいただければと思います。

【大山氏】

結局、議員の活動というのは、お金を掛けようと思えば本当にいくらあっても足りないと思います。ですから、もっと政務活動費は上限額をアップしてもいいと思います。

それから、地方議会の方とはまた事情が違いますが、特に国会議員だと地元と首都を往復しているわけですから、どうしたってこれはお金が掛かるので、そういうことはきちんと税金で手当するのが民主主義のコストのはずです。しかし、やはりこれは国会議員の方がもっとひどいのですが、取り切りのようなかたちではまづいですよね。限度額はアップしてもいいのですが、実費弁償方式にして、きちんと領収書を取るようになっていかないと、なかなかこれは理解が得られないと思います。

【大山氏】

日本だと、イギリスの議会の理想の議会のように思っている方が多いのですが、イギリスでは5年ほど前に議員手当のスキャンダルが大変な騒ぎになりました。議員手当の中でカモの池を造ったとか、女性議員が夫のポルノビデオを買ったといったものが全部、一応領収書は出していたのですが、公開していなかったものがスクープされてしまったのです。それで毎日のように、今度は何とか議員がどうしたと大変だったのです。やはり透明化していかないと、必ず漏れます。透明化する代わりに限度額はアップするという方向で納得していただけるといいと思っています。

【城本氏】

ありがとうございます。では今度は議会側から、佐藤先生、この問題はいかがでしょうか。

【佐藤氏】

政務活動費について、報道に出ているような案件はまれだと私も思っています。条例で交付対象や額が定められているわけですから、使途基準はしっかりと明確に定めて、私がここでどうのというよりも、各議会が自分のところで責任をもってやるべき問題だと考えています。

【城本氏】

ありがとうございます。多賀先生はいかがですか。

【多賀氏】

公明正大であるべきだと思っており、そのためにはあらゆる努力をすればいいと思っています。しかし、あらぬ疑惑を持たれ過ぎるというのも、こちらとしては釈然としないなと思います。私どもは有識者の方を入れて、政務活動費の使途基準を設けたわけですが、それすら否定されることがあるのです。そうなったらゼロにしかありません。ですから、オール・オア・ナッシングのような、そういう批判はいかがなものかと思っています。ただ、全て明らかにする、公明正大に堂々と政務活動費を頂く議会でありたいと、京都府議会はそのように思っています。

【城本氏】

大屋先生いかがですか。

【大屋氏】

私も情報公開が大事であるということについては全く同意見ですが、それは実はそれぞれの議員の身を守るためにもなるということを考えるべきだと思います。というのは、首長部局を監視するために議会の方々がいて、議会の方を監視するためにまた何かがあるということに関係あるわけですが、やはり議会の方々にそれぞれの立場があるのと同様に、議会を見張りがたがる方々にも立場があります。城本先生の前でこれを言うのは度胸が要るのですが、例えば先ほど多賀先生がおっしゃった記者会見映像が一部だけ抜き出されるとか、切り張りされて報道されるということはあるわけです。メディアの立場やオンブズマンの立場から、フレームアップ的な「ためにする」報道がされるということはあると。

それに対抗するためには何が重要かという、生の情報です。例えばインターネットで記者会見映像が頭から最後まであったら、抜き出したということが一般市民から見えるようになります。政務活動費についても同じだと思っていて、この問題が話題になってから、こんなものもある、こんなものもあるというのが探し出されてたくさん出たわけですね。埼玉県議会だったと思いますが、「『コーラン』を買っていたやつがいる」「ブローデルの歴史書を買ったやつがいる」と、あるオンブズマンの方が騒ぎました。それでもインターネット上では、少なくとも見ている限りは、「でもこの議員さんは立派だよ」という声の方が高かったのです。要するに、市民の良識というものはやはりあるわけで、それを信頼して、議会を見張る人を見張ってもらう。真に評価を受けるためには情報公開が重要なのだと、こういう見方もできていると思っています。

【城本氏】

確かに兵庫県議会の某議員の号泣記者会見については、政務活動費の使い方のお辞めになって、捜査当局の捜査も入りましたが、メディアは号泣しているところだけを繰り返し伝えていました。NHKは頑張っ
て報道したつもりですが、それでもやはり、ニュースではまず号泣シーンから入りました。非常に反省を込め
て言いますと、先ほども言いましたが、マスコミの質と申しますか、われわれが自戒しなければいけません。
興味本位で、面白おかしくあればいいのだというようにどうしてもなりがちで、そのことが先ほどから言ってい
る住民の意識、住民の見る目に少なからず影響を与えているというのはご指摘のとおりです。本当は、私は
それについて非常に釈明や反省の弁を述べたいところなのですが、時間のこともありますので、皆さんの問
題として議論を続けさせていただきたいと思います。

お金のことは、皆さんがおっしゃっているように、透明にしていく。そして、メディアはもちろんですが、そ
れ以外の多くの市民に見てもらふことによって、むしろ皆さんがきちんとしていることが住民に伝わるというこ
としかないのかなと思っていますし、それが一番いいのではないかと私も感じました。

問題は、多賀先生から厳しいご指摘があったように、結局、本当に自分たちで一生懸命やっていることが
伝わらないのではないかと。どうすればそれが住民に伝わるのか、ある意味では住民にどう関心を持ってもら
うのかということにもなると思います。だんだん関心を持っている人が減っているというお話もありました。これ
をどうすればいいかということで、大山先生、情報発信についてイギリスの事例で口火を切っていただけますか。

【大山氏】

先ほど議会報告会のお話もありましたし、それから、今、ほとんどの議会がインターネットで議会のホーム
ページを作っていると思います。議事録を載せたり、すごく立派な議会報告書を出したりしているところもあ
って、皆さんはとて苦勞していらっしゃると思います。しかし、問題は住民が見てくれないということです。

何を載せたら見てもらえるかということですが、会議録はよほどの利害関係者でなければ見ません。やはり
見たくなるコンテンツを載せない、見てくれないわけです。見たくなるコンテンツというのは何かというと、今、
議会が何をやっていて、そこに自分が何か関わられるかどうか、それによって何か市民参加の回路が開かれる
のかといったことが重要だと思います。終わったことをいくら報告しても、「ああ、そうですか」ということにな
ってしまうので、今、動いていることをどうやって見てもらおうかということだろうと思います。

日本の中にそれほど良い例はないので、イギリスのホームページの例を出します。本日は何枚かしかスラ
イドをお見せできないので、詳しいことは本の38ページ以下をご覧ください。

例えばイギリス議会はホームページで、今、法案がどういう段階にあり、どういう審議がされているのかを
公開しています。例えばパブリックコメントを議会が求めているときに、クリックして意見が言えるというようなも
のを作っています。

審議の進捗状況が載っているページを見ると、真ん中に緑の丸と赤い丸があります。緑の方が下院で、
赤の方が上院です。この法案は、今、下院の3番目のCという委員会の段階にあるということが、一目瞭
然に分かる資料になっています。その段階だからわれわれとしてはどこに陳情しようかと、そういったことが

分かりやすくなっています。

次に、グラスゴー議会のホームページを紹介します。地方議会でそこまで充実したものはイギリスでもなかなかありませんが、議会としての意見の募集がホームページ上で簡単にできるようになっているところが多いです。こういった工夫もぜひ取り入れていただきたいと思っています。

今まで申し上げたところは、議会として何をするかということでした。やはり議会の一員としての活動と、それから議員個人として何をできるかということの両方が大事だと思います。

グラスゴーのホームページを見ると、順番にクリックしていけるようになっているのですが、例えば Susan Aitken という女性議員の議員面会時間の案内が載っています。全ての議員の面会時間（Surgery）の案内のページを持っており、この方は毎月第1金曜日、第2月曜日、第3土曜日、第4月曜日のこういう時間にどこそで面会をするということが分かります。私もロンドンにいるときに実際に見にいったことがあります、本当に予約なしで誰でも行けて、議員に何でも話せます。

こういったことをやっていただいて、そこで話をしたことが政策決定や行政監視につながって行って、何かそういう成果が見えると、住民の方々ももう少し乗ってくれるのではないかと思います。一足飛びにはなかなか難しいですが、そういう工夫をなさったらどうかと思っています。以上です。

【城本氏】

ありがとうございます。情報の発信だけではなくて、共有が大事ではないかというお話だったかと思っています。佐藤先生、情報発信の在り方についていかがでしょうか。

【佐藤氏】

情報発信については、議会広報紙、あるいはホームページの開設はほとんどの議会でなされています。しかし、ご指摘のとおり、なかなか住民の関心は十分でないというのが私どもの感想です。

Facebook や Twitter などを活用するところも増えてきていますが、一つの事例として横浜市会の例をご紹介します。小学生の議会傍聴や子ども議会などのさまざまな取り組みをして、最初はマスコミ等にも取り上げていただきました。横浜は小学校だけで340校を超えているのですが、その6年生のみんなに学んでいただくための教材としてDVDを作り、各学校に1部ずつ送って、勉強していただいています。子供のうちからしっかりと議会について知っていただいて、興味を持っていただくという取り組みの一つです。といっても、なかなか進まないのが現実ですが、今後もさまざまなツールを使いながら、議会の発信力を高めていけたらと思っています。また、いろいろなご意見を頂いていけたらと思います。

【城本氏】

ありがとうございます。子ども議会といったことに取り組んでいるところは多いと思います。実はこの間の夏にNHKのテレビ番組で取り上げたのですが、千葉市で子ども議会に参加したお子さんたち十何人かに

スタジオに来てもらって、いろいろとお話をしました。すごく勉強しているというか、勉強になっている感じがしました。地方自治は民主主義の学校といえますから、学校と一緒にやっていくというのも大事ではないかと思えます。

多賀先生、この情報発信の問題についていかがでしょうか。

【多賀氏】

やはり情報発信力がいくら強くても、受けてくれなかったら意味がないので、住民が何に関心があるのかということに敏感である必要があると思っています。私ども京都府議会では、「京都府議会へのご提案・ご意見」や「府議会なんでもボックス」を議会棟に置いたりして、意見・提言を求めています。平成25年度は157件ありましたが、そのうち京都府議会に対するものは半分ほどしかありませんでした。政策提案というか、要するに執行部局に対する意見が半分ほどあるということです。

ただ、やはりインターネットメールが一番多いです。3分の2がインターネットによる情報提供で、その来た意見に敏感に反応するのが、住民に対する一番の情報発信力になるのではないかと考えています。

手前みそになりますが、一つだけうれしいことがあったのでご報告します。ちょうど政務活動費がいろいろと取り沙汰されていたときに、8月の豪雨が起り、福知山という町を中心に大変な被害が発生しました。これはすぐに対応しなければならないということで、京都府議会ではすぐに臨時会を開いて、意見書をまとめて政府に提案しようとしたのですが、執行部側が「その議事を少し延ばしていただけるのであれば、われわれも予算を出します」と言ってくれました。それから、各委員会は閉会中でしたが、建設交通常任委員会や農商工労働常任委員会が現地に行き、すぐさま情報の収集に当たって議会に臨んでくれました。それを非常に評価してくれる1通のメールがあったのです。やはり非常に関心の深いことに私ども議会がリアルタイムに反応すれば、きっちり評価してくれる方はいらっしゃるのだと、あらためて自信を持ったのでご報告しておきたいと思えます。

【城本氏】

ありがとうございます。やはり大山先生のお話であったように、動いている話といえますか、住民の関心があることの情報を、議会の方でどうつかまえていくか。そしてそのことを出していくと、多分、住民からも情報を求めて近づいてくるのではないかという気がしました。

大屋先生、この点についてはいかがでしょうか。

【大屋氏】

まず建前論を言い放せば、そもそも住民からの信頼を得るための手法などということのことさら問題にするのがおかしいということになります。なぜかというと、有権者に信頼されているから議員になっているはずですね。信頼され、評価されているから投票を頂いて、当選しているはずなので、次の評価は選挙で示されるというのが、当然の建前論だと思います。

しかし、その建前論が通用しているのかというのがポイントで、やはり現実には、例えば投票率がどんどん下がっていくとか、信頼されて議員になっているはずなのに、裏ではすごく何かを言われるといった現状があると思います。要するに、われわれが近代市民社会の建前論と言って信じていたものそのままではうまくいかないので、何かサービスをしなければいけない、動ける側がもっと積極的に打って出ないといけないという現状にあります。実はこれは大学業界と同じだと私が常々思っていることで、大学も建前上はそういうところだったと思うのです。つまり、学問の自由が保障されていて、われわれは自分たちの能力を発揮して研究をすればよかったわけです。良い研究をすれば必ず評価が付いてくるはずで、ノーベル賞などをもらおうと世間からも評価していただけて、信頼してもらえろというプロセスだったと思います。ですから、われわれは象牙の塔であって、世俗の声など気にせずに学問にまい進すればいいのだと思っていたのですが、やはりそれでは通用しなくなってきました。

現在の大学がどうなっているかを少しご紹介します。もちろん議員の政治活動の自由が近代民主社会にとって非常に重要であるのと同じように、われわれ大学の学問の自由も重要なもので、これが保障されなければいけないということは全く疑いようがありません。しかし、やはりそれを悪用してきた人たちがいるわけで、自分たちはそうではないのだということを、積極的に市民社会に対して説明、証明しなければいけません。それを制度化したものが、現在、大学の認証評価という形で行われているものです。

皆さまが持っている大学像とはだいぶ違うかもしれませんが、われわれは現在、7年ごとに認証評価機関による評価をきちんと受ける必要があります。先ほど言ったように、もちろん学問の自由と両立するように評価しなければいけないことになっているので、さまざまな工夫がされています。あくまでそれは自己評価であり、さらに意見を加えるのも同じ大学教員です。ただ、その成果を広く公開して、われわれの自己認識、例えば名古屋大学は世界に冠たる研究を行っているのだという自己認識が本当に証明されるのか、裏付けがあるのかを、ピアレビューで同輩たちの意見を経た上で、社会に問うということが求められるようになっていきます。ですから、これはあくまでも自分が自分をどう考えているかという評価に基づいています。ただ、それを形式的に標準化します。どういう形で、どういうカウントの仕方をしているのか。例えば卒業生を何人出しましたと言うなら、卒業生の定義がぶれないように統一して、それが確かに証拠に基づいていることを検証するという形で、統制が加えられることになろうかと思います。もちろん大学と議会ではさまざまな違いがありますから、これを直ちに受け入れろとか言うつもりは全くありません。そうではなくて、自由と社会からの信頼を両立させるような工夫の一つとして考え得るのではないかとということで、ご紹介させていただく次第です。

【城本氏】

ありがとうございます。この情報発信の在り方について、大橋先生は何かコメントはございませんか。

【大橋氏】

私の周りは、今、ちょうど子育て世代で、先ほどからずっと話に出ている、なかなか政治に参加することができないサラリーマンの人もたくさんいます。私もそうなのですが、やはり彼らは忙しいのです。本当に忙し

いので、新聞に挟まってくる議会の広報紙なども、思わず横にスライドして、古新聞置き場にすぐ移動させてしまう。ですから、忙しい人に見てもらうために、めりはりを付ける必要があります。広報誌に非常にいろいろと工夫をされている自治体や議会も大勢いると思うのですが、ぱっと見て、忙しい人にもメッセージがぱっと伝わるような、ターゲットを絞ったメッセージ、効果的に伝えるものがあればいいと思います。ただホームページがあればいいというわけではないので、その辺はぜひお考えいただきたいと思います。

忙しい世代から見ると、議会のパブリックコメントとしてインターネットで投書できる、意見を言うことができるというのは、非常に便利だと思います。例えば通勤途中にスマートフォンでぱっと意見を言えるというのはいいと思います。忙しい人たちでも、自分に関わる問題には深い関心を持っています。例えば子育て世代であれば、保育園や小学校教育の在り方といったものに、みんな真剣な関心を寄せています。物理的に参加しやすいチャンネルを用意していただくと、そういった人たちからの意見もタイムリーに拾うことができるのではないかなと思います。

【城本氏】

ありがとうございます。やはり情報発信では、受け手がどういう情報を求めているのか、あるいはむしろ議会の皆さんの側から、今この問題が大事だから絶対に知っておいた方がいいですよという情報を出すことが、一つのヒントではないかという気がしました。

予定の時間が迫ってきています。最後に、会場の皆さんとの質疑応答の時間を取りたいと思っておりますので、まだまだ深めたい点もあるのですが、ひとまず討論はここまでとさせていただきます。

最後にパネラーの皆さんからお一人ずつ、言いそびれたことなど、何かありましたら一言ずつお願いしたいと思います。多賀先生からお願いします。

【多賀氏】

(地方) 三議会の議長会は、地方自治法の改正という形でいろいろと権限強化を求めているのですが、それぞれの議会で、長との信頼関係の中で勝ち取れる権限強化はあると思うのです。先ほど佐藤先生から、地方分権により長の方にはいろいろな権限が行ったけれども、議会には来ていないというお話がありました。まさにそのとおりで、そこから長に行った権限のうち、これは議会の承認が必要だというものを求めていくということも、我々自身が大事な仕事にしなければならないのではないかと付け加えたいと思います。

【城本氏】

佐藤先生、お願いします。

【佐藤氏】

今回このパネリストをさせていただくことになり、全国市議会議長会でやっている「議会のあり方研究会」でのアンケート結果や、さまざまな各市・区議会の方々にご協力いただきました。それを基に、今後も

さまざまな情報発信を全国市議会議長会としてもさせていただいて、今日は議会関係で共に同じ悩みを抱えているお仲間の方たちばかりなので、少しでも皆さんと一緒に進んでいきたいと思います。どうもありがとうございました。

【城本氏】

大山先生、お願いします。

【大山氏】

私は地方議会というのは社会教育の場であり、政治教育の場だと思っています。あまり皆さん大きな声ではおっしゃらないのですが、実は住民が少しも分かってくれないというのが、多分、皆さんの本音としてあります。それこそ議員定数が少なければ少ない方がいいとか、政務活動費は要らないとか、そういうことは常識的に考えておかしいのです。しかし、日本は今まで政治教育をきちんとしなかつたので、その辺がきちんと分かってもらえていません。私の学生も、国会見学などに連れて行って傍聴させると、やはり変わります。それから、インターンシップで議員のスタッフを経験したりすると、「議員さんって忙しいんですね」と全く変わります。ぜひ社会教育、政治教育の場として、何ができるかということもお考えいただきたいと思います。小学生の見学はすごく良いことで、来てもらえば必ず分かってくれます。それで家に帰って、親が「地方議会なんて」と言っているときに、「そんなことないよ」と言ってもらえればしめたものなので、そのあたりから頑張っ

【城本氏】

大屋先生、お願いします。

【大屋氏】

実は昨日と一昨日に、私が入っている日本法哲学会という学会の学術大会がありました。立法学をテーマに議論してきたのですが、そこでのシンポジウムなどでテーマになって、みんなが結構関心を持って話し合ったことの一つは、地方の実力なのです。つまり、地方自治体の行政能力と地方議会の立法能力です。これがやはり今後は重要になってきて、われわれが関心を持ってきちんと考えなければいけない問題だということが、学術レベルでも問われてきている状況だと思います。ぜひ地方議会の皆さまには活躍していただきたいと考えています。ありがとうございます。

【城本氏】

大橋先生、お願いします。

【大橋氏】

私は大学で行政法を教えているので、私のゼミに来る学生は、やはり行政の仕組みなどに関心のある学生が多いです。しかし、彼らの進路を聞くと、地方公務員になりたいという子はたくさんいるのですが、議員になりたい、政治家になりたいという子は本当にいません。やはり安定性や待遇の在り方といったものも関わって、若者たちから若干敬遠されてしまっているの难道うかと感じます。もともと私の場合は法律系であって、政治系ではないので、どちらかという公務員の子が来やすいというのはあるかもしれませんが、今後、政務活動費の在り方などもそうだと思いますが、どうやって議員のなり手を増やしていくかということが非常に重要かと思えます。今日は市民参加をどんどん増やしていくべきではないかという話がありましたが、市民参加の機会を確保することが、ある意味、同時に市民を教育する場にもなっていって、議会の在り方に関する市民の関心を高めたりすることにもつながっていくと思えます。市民教育の場としても、市民をどんどん巻き込んでいくということは、今後より重要になっていくのではないかと思います。

質疑応答

【城本氏】

ありがとうございました。会場の皆さんも、この点が疑問だとか、ここはもっと聞きたいということがあると思いますので、限られた時間ですが、この後は質疑応答の時間に当てたいと思います。

お聞きのように、何をすべきかということは割とはっきりしていると思います。これからの難しい時代の中、少子高齢化で非常に厳しい状況になっていく中で、首長だけではなく、議会の皆さんの、特に地域の現場で政治・民主主義を支える役割は、非常に大きくなっていくと思います。また、責任も当然大きくなっていくので、そこを頑張っていただくしかない。そのためには住民の信頼が不可欠です。もちろん選挙で代表に選ばれているわけですから、それは結構なのですが、投票してくれない住民にとっても、皆さんは代表です。そうすると、住民と双方向でお互いに情報を共有して、情報を発信し合うということが重要ではないかと、私なりに感じました。おまえの意見は違うということであれば、それもおっしゃっていただいて結構ですが、後は皆さんからの質疑応答の時間にしたいと思います。

時間の許す限り自由に、ご質問やご意見のある方は手を挙げていただければ指名させていただきます。ご質問のときは、所属とお名前、そしてどなたに質問かをおっしゃってください。お願いします。

【質問者】

大山先生にお伺いしたいのですが、先ほど議員インターンシップというお話がありました。大学生の皆さんに議員と一緒にしっかり活動してもらえる場で、私も実は受け入れています。また、子ども議会も素晴らしいことだと思います。しかし、小学生のうちに議会に見学に行くのは素晴らしいことだといわれるのですが、これが中学、高校とつながっていきません。なぜか中学生、高校生になると、政治活動のようなものは一切駄目になります。ところが、海外に行けば、18歳未満の方たちでもどんどん選挙活動などに参加しています。アメリカの大統領選挙でもそうですが、そういう人たちがどんどん活動に参加するのはオーケーです。

しかし、日本ではなぜかそれがタブーで、政党の色に染まるとか、何だかんだでそういう建前があって、中学と高校では日本の政治に対して全く勉強しません。それがいきなり20歳になったら、じゃあ投票に行きなさいと、全くそういう基礎がないのに投票に行かせます。そういうぶつと切れた期間があるのに、いきなり私たちが市民に「もっと関心を持ってください」と言っても、基礎ができていないと思うのです。そのあたりをもっと深めていかないと、つなげていかないと、実際に私たちが大学生の皆さんを議員インターンシップで受け入れて、その学生さんたちが変わっても、それは一部です。

投票率は年代別といわれています。20代の方は20%しか投票に行きません。要するに、若い人たちが全く選挙に関心がないから、市民で関心のない人たちがどんどん育っていくと思います。そのところをどうするのか。もっと日本の社会を変えていかなければいけないとは思いますが、私たちができることについて、ぜひお願いしたいと思います。

【大山氏】

全くおっしゃるとおりだと思います。日本の政治家はどちらかというと、中学生や高校生は政治から遠ざけておこうとしてきました。しかし、そのことが自分の首を絞める結果に、今、なっているのではないかと私も思います。

これは法律の問題などがいろいろとあって、すぐにどうするということはなかなか根本的にはできませんが、例えば、もう少し学校の先生も巻き込んでどうかと思っています。学校の先生に議会を見にきていただく。社会科の先生でも、先生たちは、意外と「議会は何をやっているのだろうか」とと思っています。ですから、まず先生から認識を改めていただく。地域の教育委員会などと議会が連携して、社会科教育の在り方を考えると、その辺も少しやったらどうかと思っています。

【質問者】

学校の先生に関心をという。どうしても学校の先生は、どちらかというと偏っていらっしゃいます。そのところをもう少し何とかしていった方がいいのではないかと思います。ありがとうございました。

【城本氏】

ありがとうございます。他にどうでしょうか。

【質問者】

大橋先生に聞きたいのですが、28 ページにある「昭和町議会と山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センターとの連携に関する協定書」の第3条に、「経費の負担については、甲と乙で協議の上、定める」とあります。私たち議員には予算の決定権がないのですが、この辺のところをもう少し教えていただけるとありがたいです。

【大橋氏】

大学の連携との在り方ということでよろしいですか。

【質問者】

ここで予算を付けていること自体が、この町はどうやって予算を付けたのかがすごく疑問なのです。

【大橋氏】

必要な経費、経費の負担については、第3条の方で、双方で協議の上、適宜、ケース・バイ・ケースで定めていくということなので、こちらの山梨学院大学と昭和町議会との協定書の中では、それ以上のことは多分定められていないと思うのですが。

【城本氏】

議会との間で協定を結んでいるので、これは議会の予算ではないのですか。

【質問者】

私たち議会には予算権がないわけですよね。だから、首長がこの予算を付けてくれたのか、議会として予算を要求したのか。

【城本氏】

おっしゃっていることは分かりました。要するに、議会と大学の協定ですが、その予算については、町が予算を組んでいるはずだということですよね。

【質問者】

首長が認めたのか、議員から要求したのか。結局、町でした場合には、予算を決めなければいけない。

【大屋氏】

もちろんこの件の詳細は分かりませんので、要するに首長さんも納得する形で協定を結んだということなのかどうかは一切分かりませんが、一般論として言うと、あまり経費が生じるとは思えないけれども、一応書いておかないということが入っているケースがあります。従って、裏ではお金が動いていないかもしれないというのが一つです。

もう一つは、外から大学がお金を取ってくる場合に、しかるべき提携機関を必要とするということで、例えば大学側がお願いする形で自治体や議会に入っていただくケースがあります。この場合だと、議会の方に財政負担を求めるといった話はそもそも予定がなくて、単に念のため条項で入れているということかもしれません。ですから、裏側のことを聞いてみないと、私どもは何とも分かりません。大橋さんも、そこまでは知らない。

【大橋氏】

多分、この山梨学院大学ローカル・ガバナンス研究センターの方が、まさに地方政治に関して専門的に行う学術研究機関として新しく設置された。それに合わせて、この昭和町議会との取り組みも開始しているということなので、私もそこまで具体的に存じ上げているわけではないですが、実際の活動としては、学生と一緒に議員が大学でいろいろとワークショップを開くとか、町議会の方に学生が足を運んで来て、模擬議会という形で学生側から議員に質問したりとかといったことが行われているので、実際は、それほど費用は発生していないのではないかと思います。すみませんが、そこまではちょっと分かりません。

【質問者】

私どもが議員として今日こうやって来たのは、議会をどうやって活性化できるかという話だからです。大学とこういう話ができればいいなと思って、自分たちからどうやっていけばいいかと考えるわけですが、結局、これは受け身だけの例になってしまいますので、そういうことで勉強できたらいいなと思ひまして。

【城本氏】

もちろん具体的なやり方が分かればいいと思いますが、少し後でまたお話を頂ければ、多分、お知恵はあると思います。実際に似たようなことは多分あると思います。

【大橋氏】

こちらの昭和町議会と山梨学院大学の協定の発端は、昭和町議会の方が山梨学院大学の大学教員の方とご近所さんで、個人的に非常によく知り合いでいらっしゃいました。そして、山梨学院大学がローカル・ガバナンス研究センターというものを設立するに当たって、ぜひうちの議会の活性化に知恵を貸してほしいということでスタートした取り組みだったようです。

【城本氏】

他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは交流会も予定されているそうですので、また個別にいろいろとお話ししていただければと思います。

皆さん、長時間ご清聴ありがとうございました。パネラーの皆さんも、司会の不行き届きもありましたが、ありがとうございました。では、ここで終りたいと思います。

【司会】

城本先生およびパネリストの先生方、闊達な意見交換をありがとうございました。城本先生およびパネリストの先生方はここでご退場されますので、会場の皆さま、ご退場まで盛大な拍手でお送りください。

城本先生、パネリストの先生方、ありがとうございました。皆さま、いま一度盛大な拍手でお送りください。闊達な意見交換、ありがとうございました。

それでは、これもちまして、地方議会活性化シンポジウム2014を終了させていただきます。本日は長時間、誠にありがとうございました。